

平成25年度 江東区指定・登録文化財

繁栄稲荷神社本殿・庚申塔 寛文元年在銘を指定文化財に

平成25年度は有形文化財(建造物)1件、有形民俗文化財1件を指定しました。

指定されたのは、「繁栄稲荷神社本殿」(木場2)と、「庚申塔 寛文元年在銘」(北砂2)です。

繁栄稲荷神社本殿は、19世紀中期の安政4年(1857)ごろに建造されたと推定される江東区内では希少な近世木造建築です。本殿は、明治44年に大丸と親交が深かった根津嘉一郎邸(港区青山)に移されたため、幸運にも関東大震災、空襲の難を逃れました。昭和36年、大丸

に返還されて旧地に近い現在地に戻りました。移築に際してはできるかぎり旧材を使用したと思われる、全体的に当初の部材をよく残しています。構造形式は、装飾要素が向拝に集中し、その細部も江戸末期の意匠の特徴を良く示しています。

寛文元年在銘の庚申塔は、庚申塔としては江東区内で2番目に古い年代のもので、型式からみても区内に現存する数少ない事例です。

また、人名や願文などの刻銘はないため造立者は不明ですが、現在、志演神社には、ほかにも八右衛門新田の村民によって建てられた庚申塔が2基あります。このよう

に八右衛門新田に縁のある庚申塔が志演神社に集められていることから、本庚申塔も八右衛門新田との関係が推測されます。

平成25年度に指定・登録された文化財は別記の通りです。

なお、区指定無形文化財(工芸技術)保持者の須田富雄さん(ガラス工(江戸切子))と、渡邊美壽雄さん(木工(彫刻))がご逝去され、保持者認定が解除され、江戸切子は文化財指定も解除されました。

文化観光課文化財係 ☎(3647)9819

新刊案内

「東都三十三間堂旧記 五」

「江東区文化財研究紀要 第十八号」

教育委員会では、「東都三十三間堂旧記 五」と「江東区文化財研究紀要 第十八号」を刊行しました。

「東都三十三間堂旧記 五」



深川にあった三十三間堂に関する記録です。京都の三十三間堂を模して浅草に造られ、のち深川に移転しました。

本巻には、堂守を務めた鹿塩氏が、明和6年(1769)に

登録文化財 4件

〔有形文化財(建造物)〕
○石造燈籠 明治33年在銘 (亀戸3 天祖神社)



〔有形文化財(建造物)〕

○石造燈籠 大正6年在銘一対 (亀戸3 天祖神社)



〔有形文化財(建造物)〕
○石造鳥居 明治45年在銘 (亀戸3 天祖神社)



〔無形文化財(工芸技術)〕
○帯製作保持者 杉浦正雄さん

LINEな年いん 思春期のLINEな年いん

「大丈夫…じゃないでしょう。スマホ」

わが子は中学2年生になり、2か月が経ちました。たくさん友達に囲まれて、毎日が楽しくて仕方がないようでも、親の目から見ると、勉強だけでなく日常生活のゆるみが気になって仕方がありません。

朝から晩までスマートフォンに気もそぞろ…

この春、「みんなが持っている」と懇願されて、こどもの携帯電話をスマートフォンに機種変更しました。使い方やその時間帯、学校の規則等の約束をしたのですが、いつの間にかこどもの生活リズムに流されて黙認状態になってしまいました。好きだった本を開く姿を見かけなくなり、今は食事時さえスマートフォンを手元に置いて気になっています。

さらに、LINEの仲間の声かけや反応は心地よく、今の自分は認められ支持されていると勘違いをします。その思い込みが「自分は大丈夫」という不確かな自信を生み、日常生活は崩れていきます。

親としては、つぎのような対応を心がけましょう。

○スマホ依存が目についたら、冷静に現状を話し、今後の約束事等を再確認する。

○わが子の友達の保護者と横の連携を図り、親としての悩みや共通のルールを話し合う。

○それでも改まらない時は、担任や学校を信頼し現状を正直に相談し、指導を依頼する。

庶務課社会教育担当 ☎(3647)9676

LINEなどのつながりに熱中

いま、こどもたちの心をつかんで離さないのはLINEです。